

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
知事が管理する公文書の開示等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	1
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	2
告 示	
牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	2
ふ化業者の登録 (")	2
基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
道路の区域変更(5件) (道 路 課)	3
道路の供用開始(3件) (")	4
公 告	
平成20年度クリーニング師試験の実施(食品・衛生課)	4
土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
土地改良区の定款変更の認可(2件)(")	5
市町村営土地改良事業の施行の適否決定 (")	5
市町村営土地改良事業の施行の同意 (")	5
市町村営土地改良事業の変更の同意(2件) (")	5
落札公告	
落札者等の公告(2件) (情報政策課)	5
正 誤	
正誤(平20・1・18付け 告示ほか)	7

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第50号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成2年高知県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「視聴又は複写した」を「視聴し、又は複写した」に改め、同条第2号中「その他の」を「前号に掲げるもの以外の」に改める。

別表の2の項中

(2) 録音カセットテープに複写したもの	90分テープ1巻につき 110円 120分テープ1巻につき 80円
(3) ビデオカセットテープに複写したもの	120分テープ1巻につき 80円
(4) フロッピーディスクに複写したもの	3.5インチディスク1枚 につき 20円
(5) その他の電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額

を

(2) 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額
--	-------------------

に改める。

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「視聴又は複写した」を「視聴し、又は複写した」に改め、同項第2号中「その他の」を「前号に掲げるもの以外の」に改める。

別表の2の項中

(2) 録音カセットテープに 複写したもの	90分テープ1巻につき 120分テープ1巻につき	110円 80円
(3) ビデオカセットテープ に複写したもの	120分テープ1巻につき	80円
(4) フロッピーディスクに 複写したもの	3.5インチディスク1枚につき	20円
(5) その他の電磁的記録媒 体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額	

を
「

(2) 録音カセットテープ、 ビデオカセットテープ、フ ロッピーディスクその他の 電磁的記録媒体に複写した もの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額	
--	-------------------	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和50年高知県規則第36号)の一部を次の  
ように改正する。

第2条第1項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小  
学校」に改め、同項第6号中「第1条第1項第7号イ(1)から  
(4)まで」を「第1条の4第1項第7号イ(1)から(4)まで」に  
改め、同項第9号中「第1条第1項第7号イ(4)」を「第1条の  
4第1項第7号イ(4)」に改め、同項第10号中「5年」を「10  
年」に改め、同条第2項中「第1条第1項第7号イ(2)及び  
(4)」を「第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)」に改める。

第6条第4項第2号中「通所のため利用できる交通機関のない  
者又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するもの  
とした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利  
用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)ま  
での距離が2キロメートル以上である者若しくはその利用するこ  
ととなる交通機関の運行回数が1日10往復以下である者(以下  
「通所が不便である者」という。)のうち」を「居住する地域が  
高知市以外の県内の区域である者で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の訓練手当支給規則  
第2条第1項第10号及び第6条第4項第2号の規定は、平成20年  
4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第374号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法  
律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

| 発生頭数 | 発生場所又は区域 | 発 生 年 月 日  | 処 分 |
|------|----------|------------|-----|
| 1 頭  | 室戸市      | 平成20年5月16日 | 殺処分 |

高知県告示第375号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定に基づ  
きふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとお

り告示する。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 登録番号  
2008 - 001号
- 2 登録年月日  
平成20年5月14日
- 3 名称及び住所  
社団法人大川村ふるさとむら公社  
土佐郡大川村小松27 - 1
- 4 ふ化場の名称及び所在地  
大川村土佐はちきん地鶏孵卵施設  
土佐郡大川村朝谷122 - 4

高知県告示第376号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間  
平成20年6月25日から平成21年3月10日まで
- 3 作業地域  
高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、香南市、香美市、安芸郡東洋町及び芸西村、長岡郡本山町及び大豊町、吾川郡仁淀川町、高岡郡佐川町並びに幡多郡大月町

高知県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

| 区 間       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------|--------|-----------------|---------------|
| 香美市物部町小浜字 | 前      | 19.0            | 82            |
|           |        | 32.0            |               |

| 区 間       | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------|--------|-----------------|---------------|
| ツエング251番1 | 後      | 28.0            | 82            |
|           |        | 55.0            |               |

高知県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

| 区 間                                             | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町打井川字植松1778番1から<br>高岡郡四万十町打井川字永サコ1532番1まで | 前      | 3.5             | 134           |
|                                                 |        | 8.5             |               |
| 高岡郡四万十町打井川字植松1779番1から<br>高岡郡四万十町打井川字永サコ1532番1まで | 後      | 9.2             | 134           |
|                                                 |        | 24.7            |               |

高知県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
|     |        |                 |               |

| 区 間                                      | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 須崎市上分字阿世美乙1456番5から<br>須崎市上分字阿世美乙1456番2まで | 前      | 4.0             | 44            |
|                                          |        | 4.7             |               |
|                                          | 後      | 5.7             | 44            |
|                                          |        | 7.0             |               |

高知県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町寺野字寺中125番1から<br>高岡郡四万十町寺野字大屋分600番まで | 前      | 4.4             | 75            |
|                                            |        | 23.0            |               |
|                                            | 後      | 4.4             | 75            |
|                                            |        | 27.6            |               |

高知県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 葦ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
|     |        |                 |               |

|                                 |   |          |          |    |
|---------------------------------|---|----------|----------|----|
| 高岡郡橿原町井高34番から<br>高岡郡橿原町坪野田44番まで | 前 |          | 4.0<br>} | 68 |
|                                 |   |          | 13.5     |    |
|                                 | 後 | A        | 4.0<br>} | 32 |
|                                 |   |          | 13.5     |    |
|                                 | B | 6.3<br>} | 66       |    |
|                                 |   | 12.7     |          |    |

高知県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                        | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|-----------------------------------------------|--------------|------------|
| 吾川郡いの町長澤字スガワセ149番1地先から<br>吾川郡いの町長澤字スガワセ58番3まで | 217          | 平成20年5月30日 |

高知県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日 |
|--------|--------------|---------|
|        |              |         |

|                |     |            |
|----------------|-----|------------|
| 安芸市古井揚ヶ谷山436番1 | 426 | 平成20年5月30日 |
|----------------|-----|------------|

高知県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                   | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|------------------------------------------|--------------|------------|
| 須崎市上分字阿世美乙1456番5から<br>須崎市上分字阿世美乙1456番2まで | 44           | 平成20年5月30日 |

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成20年度クリーニング師試験を次のとおり行う。  
平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成20年9月11日（木）午前9時から
- 2 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する高等学校の入学資格を有する者  
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類  
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）

- (2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）
- (3) 受験資格を証明する書類又はその写し
- (4) 写真（手札型（縦8センチメートル・横5センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- (5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて外国人登録済証明書（備考欄に変更前の氏名及び変更年月日が記載されたもの）を添付すること。）

- 5 受験願書の配布場所  
県内各保健所及び高知県健康福祉部食品・衛生課
- 6 受験願書の受付期間  
平成20年8月1日（金）から同月14日（木）まで。ただし、郵送による場合は、平成20年8月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先  
(1) 県内居住者は、住所地を所管する保健所（当該住所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）  
(2) 県外居住者は、高知県健康福祉部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- 8 試験科目  
(1) 衛生法規に関する知識  
(2) 公衆衛生に関する知識  
(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料  
7,000円（高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠目土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月30日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所            |
|------|-------|----------------|
| (退任) |       |                |
| 理事   | 舟谷 進  | 香美郡土佐山田町楠目1732 |
| "    | 前田 邦弘 | " " " 43 - 1   |
| "    | 前田 房孝 | " " " 54       |
| "    | 三谷 仁志 | " " " 76       |
| "    | 前田 隆明 | " " " 157 - 1  |
| "    | 門田 稔  | " " " 329 - 1  |
| "    | 岡崎 肇  | " " " 336 - 12 |

|      |        |            |   |    |          |
|------|--------|------------|---|----|----------|
| 〃    | 楠目 邦彦  | 〃          | 〃 | 〃  | 1064     |
| 〃    | 依光 唯勝  | 〃          | 〃 | 〃  | 3580 - 口 |
| 〃    | 北 稔    | 〃          | 〃 | 〃  | 816 - 1  |
| 〃    | 近江川利喜  | 〃          | 〃 | 〃  | 809 - 1  |
| 〃    | 大石 薫夫  | 〃          | 〃 | 〃  | 781      |
| 〃    | 岡本 豊   | 〃          | 〃 | 〃  | 3648 - 3 |
| 〃    | 依光喜一郎  | 〃          | 〃 | 〃  | 2822     |
| 〃    | 幾井 洋一  | 〃          | 〃 | 〃  | 2586     |
| 監事   | 楠目 幸成  | 〃          | 〃 | 〃  | 1074     |
| 〃    | 前田 光一  | 〃          | 〃 | 〃  | 40 - 口   |
| 〃    | 幾井 錬一郎 | 〃          | 〃 | 〃  | 2808     |
| (就任) |        |            |   |    |          |
| 理事   | 舟谷 進   | 香美市土佐山田町楠目 |   |    | 1732     |
| 〃    | 前田 邦弘  | 〃          | 〃 | 〃  | 43 - 1   |
| 〃    | 前田 房孝  | 〃          | 〃 | 〃  | 54       |
| 〃    | 小川 清之  | 〃          | 〃 | 〃  | 1550     |
| 〃    | 前田 隆明  | 〃          | 〃 | 〃  | 157 - 1  |
| 〃    | 一圓 澄夫  | 〃          | 〃 | 〃  | 224 - 2  |
| 〃    | 山崎 勳   | 〃          | 〃 | 〃  | 436 - 2  |
| 〃    | 楠目 邦彦  | 〃          | 〃 | 〃  | 1064     |
| 〃    | 依光 唯勝  | 〃          | 〃 | 〃  | 3580 - 口 |
| 〃    | 大石 徹   | 〃          | 〃 | 〃  | 781      |
| 〃    | 岡本 豊   | 〃          | 〃 | 〃  | 3648 - 3 |
| 〃    | 郷本 清   | 〃          | 〃 | 〃  | 2924     |
| 〃    | 北村 和雄  | 〃          | 〃 | 〃  | 2809     |
| 〃    | 幾井 洋一  | 〃          | 〃 | 〃  | 2586     |
| 〃    | 大石 幸雄  | 〃          | 〃 | 〃  | 32 - 4   |
| 監事   | 楠目 幸成  | 〃          | 〃 | 楠目 | 1074     |
| 〃    | 前田 光一  | 〃          | 〃 | 〃  | 40 - 口   |
| 〃    | 近江川利喜  | 〃          | 〃 | 〃  | 809 - 1  |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北土地改良区の定款の変更を平成20年5月19日に認可した。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西地土地改良区の定款の変更を平成20年5月19日に認可した。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業（下分地区土地改良事業（用排水路））の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
市町村営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成20年5月30日から同年6月27日まで
- 縦覧場所  
香南市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、土佐町の行う土地改良事業（南川地区ため池等整備事業（保全施設））の施行について平成20年5月16日に同意した。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業（十和中部地区中山間地域総合整備事業（農道））の計画の変更について平成20年5月20日に同意した。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業（十和中部地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更について平成20年5月20日に同意した。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成20年度県庁ネットワーク運用保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1 - 16 高知電気ビル
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1 - 16
- 随意契約に係る契約金額  
月額 7,875,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成20年5月30日  
高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県庁パソコン等サポート業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1 - 16 高知電気ビル
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1 - 16
- 随意契約に係る契約金額  
月額 2,772,000円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1  
項第8号に該当するため

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                    | 誤            |
|----------|------|-----|-----|--------------|----------------------|--------------|
| 平20・1・18 | 9012 | ○告示 | 2   | 中<br>(12)    | <u>平成20年1月18日</u>    | 平成19年1月18日   |
|          |      |     |     | 中<br>(34)    | <u>平成20年1月18日</u>    | 平成19年1月18日   |
| 平20・2・29 | 9024 | ○告示 | 1   | 右<br>(16)    | <u>字ムカイトリゴエ</u>      | ムカイトリゴエ      |
|          |      |     |     | 右<br>(17)    | <u>字カンスノハ</u>        | カンスノハ        |
|          |      |     |     | 右<br>(28)    | <u>字カンスノハ</u>        | カンスノハ        |
| 平20・5・2  | 9039 | ○告示 | 4   | 左<br>(20)    | <u>12.0</u>          | 10.5         |
|          |      |     |     | 左<br>(25・26) | <u>字下大向1048番1</u>    | 字ウツシリ山1650番1 |
|          |      |     |     | 左<br>(27)    | <u>12.0</u>          | 10.5         |
|          |      |     |     | 左<br>(32)    | <u>字ウツシリ山1650番1</u>  | 字下大向1048番1   |
|          |      |     |     | 左<br>(35)    | <u>字カチ屋敷1031番1地先</u> | 字カチ屋敷1031番1  |